

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 1 回 協 議 会

# 会 議 録

日時 平成16年2月2日(月)午後2時00分から

場所 伊予市民会館 4階 会議室

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第1回協議会次第

日時：平成16年2月2日(月)14:00～

場所：伊予市民会館 4階 会議室

1 開会

2 あいさつ

(1) 会長あいさつ

(2) 副会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員及び事務局職員の紹介

5 合併に向けたまちづくり基本構想について

6 議題

(1) 報告

報告第1号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について

報告第2号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について

報告第5号 伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について

報告第6号 伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について

報告第7号 伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について

報告第8号 伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

( 2 ) 議案

- 議案第 1 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について
- 議案第 3 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合わせ事項について
- 議案第 4 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目について
- 議案第 5 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールについて
- 議案第 6 号 平成 1 5 年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画について
- 議案第 7 号 平成 1 5 年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算について

( 3 ) 協議

- 協議第 1 号 合併の方式について
- 協議第 2 号 合併の期日について
- 協議第 3 号 各種事務事業（電算システム）の取扱いについて

7 その他

第 2 回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

8 閉会あいさつ

9 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 圀 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
中山町	市 田 勝 久	町長	出席
	窪 中 修 一	助役	出席
	泉 正 勝	議長	出席
	田 中 弘	議員	出席
	亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
	高 橋 敏	学識経験者	出席
	上 岡 幸 子	学識経験者	出席
双海町	上 田 稔	町長	出席
	藤 田 稔	助役	出席
	若 松 孝 行	議長	出席
	大 石 寿 淑	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第1回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>私は、本日の会議の進行を担当させていただきます事務局の坪内と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>会長及び副会長につきましては、本協議会規約第4条第1項の規程に基づき、3市町の長の協議によりまして、会長に中村 佑伊予市長を、副会長は市田勝久中山町長及び上田 稔双海町長とすることに決定しておりますことを、まずご報告させていただきます。</p> <p>なお、当協議会の会議の公開及び傍聴につきましては、後ほど会議運営規程及び会議の傍聴に関する要綱のところでご協議願うこととなりますが、この協議会は市町村合併に関して協議する場であり、住民の皆さんにも関心が高いことから、本日は既に傍聴の皆様にお入りいただいております。</p> <p>また、報道関係者等から撮影の申し込みがありましたので許可しておりますことを、まずご報告するとともにご了承をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、合併協議会の会長であります中村 佑伊予市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>去る1月8日に設立されましたこの伊予市・中山町・双海町合併協議会におきまして、会長を仰せつかりました伊予市長の中村 佑</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>でございます。</p> <p>第1回会議開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。</p> <p>皆様方には、合併協議会の委員をお願い申し上げましたところ、快くお引き受けをいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>さて、私は、合併を検討し始めた当初から、我々地方行政に携わる者には、今後、自己決定・自己責任・自己負担という地方自治のあり方の中で、21世紀のまちづくりに必要な行政サービスを提供しなければならない責任があるということを申し上げておりますが、その考えは今もいささかも変わっておらないところでございます。</p> <p>この伊予市・中山町・双海町という地域が、これまで育んできましたまちづくりの実績をできるだけ残しながら生き抜く。合併による地域の広がり方、その中のそれぞれの地域の自治をいかに充実させていくかということが、とりもなおさず新しいまちづくりということであろうと考えているところでございます。</p> <p>こうした基本的な考え方におきまして、中山町さんそして双海町さんと同じ方向性を目指していることが確認されましたので、この伊予市・中山町・双海町合併協議会の設立に至ったわけでございます。今後この任意協議会におきまして、より具体的なまちづくりの構想が認識されましたら、住民の皆様にもその内容を周知させていただき、法定の協議会の設置へと進めていきたいと考えておりますのでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ただ、今後厳しい諸条件の中で、21世紀のまちづくりという我々に与えられた責任を果たすためには、この市町村合併によるみでは十分ではありません。あわせて徹底した行財政改革を実行しなければならないと考えているところでございます。</p> <p>この合併協議会におきましても、まず地域、そして住民を主体に大事にいたしまして、分散型のまちづくりを基本としながら、今まで以上の行政改革を進めていく仕組みづくりをしなければならないわけでありまして、</p> <p>しかもそれは、単に合併の障害となるものを取り除けば事足りるというような一過性のものであってはなりません。地域の皆さんが持続的に、そして自主的にかかわることができるような自治組織、行政組織としなければならないわけでありまして、そして、そのために必要な条件は、地域の皆さんと行政とが一緒になって地域を支える仕組みをつくり上げること、すなわち参画と協働であります。地域を守り、公共サービスを維持するためには、この合併によって大胆な新しい自治の仕組みをつくるということがどうしても必要であると考えます。</p> <p>委員の皆さん方には大変ご苦勞をおかけするわけですが、何とぞ地域の未来を展望し、後世に評価していただけるような取り組みとなりますようご期待を申し上げる次第でございます。</p> <p>私自身、大変微力ではございますが、所期の目的達成をするために全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の第1回会議では、早速協議会の諸規程の整備のほか、合併の方式、合併の期日等、基本事項についてもご協議を願う</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>ことといたしております。よろしくお願ひ申し上げまして、開会のごあいさつといたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、第1回目の会議でありますので、副会長からもごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>まず、市田中山町長、よろしくお願ひいたします。</p>
市田副会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>今回の副会長の重責を汚すことになりました。委員さん各位にはいろいろとご迷惑やご心配をおかけすることと思うわけでございますが、まずよろしくお願ひを申し上げたいというふうに思っておるわけでございます。</p> <p>平成13年に伊予地区の、伊予市4郡のいわゆる県が示します基本パターンによりまして懇談会ができたわけでございますが、その時点では人口規模9万2,000ということでした。途中で砥部町と広田村が離脱をいたしまして、残ったものの1市3町で7万であったわけでございます。</p> <p>今回は、この人数でございますけれども、最初の規模から言いますと半分に満たない人口規模になってきたわけでございます。</p> <p>合併の出立ちごろでございますけれども、現在の総務省、当時の自治省が示しましたのが、日本を1,000の市にしたいというふうなことで出てきたわけでございます。この最近まで何の根拠でその1,000という数字が出たのかなということは不思議に思ってお</p>



発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>りましたけれども、調べてまではしていなかったわけですが、この会の出来事によりまして調べてみますと、格別大きな根拠のようなものはないわけですが、現在もほとんど変わらないと思いますが、市が670全国である。その市の中にいわゆる人口要件を満たさない市がたくさんある。それを450にしよう。あちらこちら統合したり、合併したりしまして450にする。それで、郡が全国で約550あるようでございますが、それをまた1つにまとめよう。それをすることによりまして、合計いたしますと1,000になる。こういう単純なことで最初出ているようでございますし、それが政府の目標になり、あるいは与党の目標になってきたということだけのようでございますが、格別大きな要件はなかったようでございます。</p> <p>しかし、大きいだけでいいというもんでもございませぬし、小さいのがいいというもんでもないというふうに思いますが、自然にこういうふうな形になってまいりました。山椒の実が小さくてもぴりりと辛いということを昔から言われておるわけでございますけれども、その山椒の実のように、やはり市民の幸せのために皆さん方と一緒に頑張ってまいりたい、このように思っておりますから今後ともよろしくご協力をいただきますようお願いをいたしまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副会長の上田双海町長、よろしくお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
上田副会長	<p data-bbox="512 320 667 349">失礼します。</p> <p data-bbox="483 387 1337 748">また、再出発とも言えるべきこの協議会におきまして、副会長という責を汚すことになりましたけれども、この責任の重さ、使命の重さを痛感しているところでございます。力いっぱい尽くさせていただこうと思っておりますので、皆様におかれましても心からのご協力をお願いしたいと存じますところでございます。お願い申し上げます。</p> <p data-bbox="483 786 1337 1283">また、この副会長の就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたらと思っております。意を同じくするという事で、我々この三者が集ったわけでございます。風土、歴史、文化、またこれまでの交流、こういうことから見てもみしやすしということで、甘えはいけない、楽観視してはいけないというふうに私は思っております。押さえるべきところはきちんと押さえていくという態度で臨まなければいけないと、こういうふうに痛感しているところでございます。</p> <p data-bbox="483 1321 1337 1619">時には厳しい場面もあるのではないかと、そういうことで口角泡を飛ばすといったような場面もあってもいいのではないかとというふうに思っております。しかし、我々三者は肝胆相照らして議論もし、事を進めていけるという土壌が備わっていることを確信しております。</p> <p data-bbox="483 1657 1337 1955">そういった中で、我々類を持って集まっておるわけですが、この類が友も呼ぶという形の発展を遂げる合併というものにしていきたいと思っております。類ということで似ておりますけれども、先ほど来お話もありますように、それぞれの歴史があります。そして、個性もあるわけでございます。その個性のよさを認め合</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>い、生かして、それをさらに増幅させていくということでのまちの発展がなされ得る住民主体のまちづくりの礎になるという合併をしていきたいと思っております。</p> <p>とにかく禍根を残さない合併をしていかなければいけないと、こういうふうにも思っておりますので、皆さんもその点におきましては思いは同じだろうと思っておりますので、ご協力のもと誠心誠意尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委嘱状の交付を行います。</p> <p>本来なら会長より皆様方へ直接お渡ししなければならないところですが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして中山町の上岡様に委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>上岡様、恐れ入りますが前の方にお越しく下さい。</p>
中村会長	<p>委嘱状。</p> <p>学識経験者 上岡幸子様。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会委員に委嘱します。</p> <p>平成16年1月8日。</p> <p>伊予市・中山町・双海町協議会会長 中村 佑。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの方につきましては、あらかじめ机の上に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>それでは、委員の皆様並びに事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>それでは、最初にごあいさついただきました会長及び副会長以外の方々をご紹介させていただきます。</p> <p>なお、お手元の資料の最後61ページに名簿を掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>まず、伊予市の委員の皆様からご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、伊予市助役 小林 茂委員でございます。</p> <p>次に、伊予市議会議長 重松 圀右委員でございます。</p> <p>次に、伊予市議会議員 日野正則委員でございます。</p> <p>次に、伊予市学識経験者 岡田清満委員でございます。</p> <p>同じく学識経験者 西岡義雄委員でございます。</p> <p>同じく学識経験者 安田一江委員でございます。</p> <p>続きまして、中山町の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、中山町助役 窪中修一委員でございます。</p> <p>次に、中山町議会議長 泉 正勝委員でございます。</p> <p>次に、中山町議会議員 田中 弘委員でございます。</p> <p>次に、中山町学識経験者 亀井慎滋委員でございます。</p> <p>同じく学識経験者 高橋 敏委員でございます。</p> <p>同じく学識経験者 上岡幸子委員でございます。</p> <p>続きまして、双海町の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、双海町助役 藤田 稔委員でございます。</p> <p>次に、双海町議会議長 若松孝行委員でございます。</p> <p>双海町議会議員 大石寿淑委員でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>双海町学識経験者 中嶋都貞委員でございます。</p> <p>同じく学識経験者 矢野鎮男委員でございます。</p> <p>最後になりましたが、双海町学識経験者 富岡喜久子委員でございます。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。職員はその場で起立をお願いします。</p> <p>私は、伊予市から派遣をされております事務局長の和田宗之と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、中山町から派遣されております事務局次長の三ツ井守恵でございます。</p> <p>双海町から派遣されております事務局次長の久保尚勝でございます。</p> <p>双海町から派遣されております大森秀泰でございます。</p> <p>それから、双海町から派遣されております泉 仁でございます。</p> <p>次に、伊予市から派遣されております坪内圭也でございます。</p> <p>次に、中山町から派遣されております西岡政行でございます。</p> <p>中山町から派遣されております北岡康平でございます。</p> <p>次に、伊予市から派遣されております島川 仁でございます。</p> <p>同じく伊予市から派遣されております坪内 悟でございます。</p> <p>最後に、伊予市から派遣されております玉井里衣でございます。</p> <p>以上、11人体制で運営させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
坪内主任	<p>続きまして、次第の5の合併に向けたまちづくり構想についてあります。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>本日のこの伊予市・中山町・双海町合併協議会を設立するに先立ちまして、関係市町の市長、町長、議長を初め、理事者と議会の主要な立場の議員が合併に向けたまちづくりの基本事項について協議をし、合意した上での本協議会の設置に至っておりますので、その内容をご報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料の1ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>合併に向けたまちづくり構想、事前事業における合意事項のご説明を申し上げます。</p> <p>1、平成の合併の課題についての合意事項でございます。</p> <p>昭和の大合併によりまして誕生いたしました市町村は、それぞれが地域整備を営んでまいりましたが、今回さらにこれを合併することで、一極集中のまちづくりを行いますと、周辺部となる地域の衰退が加速をされまして、結果として新市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービス低下につながるものが懸念をされます。</p> <p>したがって、合併による広域行政の推進、それから狭域（地域）行政の充実等をどう両立させるかが今回の合併の根本的な課題であると考えております。</p> <p>（1）合併の効果でありますけれども、合併することによりまして、広域行政の推進と行財政の効率化におきましては一定の効果が期待されますけれども、合併のみで一挙に行政課題が解決されるものではございません。併せまして「公＝官」、すなわち公共サービスはすべて行政が提供するというそういうサービスのあり方を見直</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>すことが必要でありますので、合併を契機に体質改善を図ることが必要であるとするものでございます。</p> <p>(2) まちづくりの基本方針でございます。地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革を行い、地域の自立を支援し、地域住民と行政との参画と協働の行政運営をすることによりまして、地域も公共サービスの担い手となり、行財政のスリム化と公共サービスの充実との両立、また地域の課題に対応した均衡ある発展を図ることができるとの考えで合意したものでございます。</p> <p>それから、2番目の今後の合併協議方針でございます。</p> <p>合併後の伊予市・中山町・双海町におきましては、多様な地域が共生する分散型のまちづくりを進めることが望ましく、この基本的な政策に基づいた事務の方式、組織機構、そして地域審議会の取り扱いなどのまちづくり構想を共有することが必要でございます。これを共有する作業が、この任意協議会の任務ともなるものであります。</p> <p>それから3番目に、平成の合併の課題に対する事務の方式といたしまして、伊予方式、総合支所方式を基本とした新しい方式についての合意事項でございます。これにつきましては次のページ、2ページの最後に4番目として、伊予方式の概念図という図をつけておりますので、これを参考にしながらご説明をお聞きいただいたらと思います。</p> <p>まず(1)、主たる事務所(本庁)と地域事務所(総合支所)の設置でございます。伊予方式におきましては、管理統合機能(本庁機能)を主たる事務所 いわゆる本庁でございます に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ地域事務所を設置いた</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>します。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>(2) 集中統合する事務と地域分散する事務との効果的配分とありますけれども、これが本庁と総合支所との役割分担でございます。新市の統一的な業務、全般にかかわる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分をいたします。それから、住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題、需要に関する業務、現場にかかわる業務、これらを総合支所機能として地域事務所に配分をいたします。</p> <p>(3) 効率的な行政運営とありますのは、合併後の行財政改革の基本方針でございます。電算システムの活用による総合窓口化、グループ制による事務の効率化と人件費の削減、行政評価システムの導入による効果的な事業推進、人事評価システムによる適正な人事配置等職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、合併後も行財政改革を推進することとしております。</p> <p>(4) 住民自治組織の制度化と支援とあります。これは、地域づくりの基本方針でございます。自治基本条例の制定などにより住民自治組織を制度化し、行政による人的・財政的支援を行う。そのため行政組織に住民自治を支援する部署を設置し、おおむね小学校区単位に住民活動の拠点となる自治支援センターを整備いたします。</p> <p>住民自治組織は段階的に公共サービスの担い手となるほか、合併に伴う懸念を解消するため地域審議会的な役割をもあわせもつものがございます。括弧の中に期間限定の地域審議会は設置しないとありますけれども、これは検討の方向づけとして地域の意見集約や地</p>



発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>域活性化の役割を担う組織を充実させようというものでございまして、地域審議会の取り扱いについては協定項目でございますので、また別途今後協議を願うこととなるものでございます。</p> <p>それから、4番目の伊予方式概念図。これは、ただいまの説明を図で示したものでございますけれども、本庁と総合支所とが役割分担のもとに横並びの位置づけとなっていることをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上のような基本構想に基づきまして、今後より具体的なまちづくりをご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、合併協議会規約第8条第2項に、会長が会議の議長となると規定いたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願がございます。ご発言の際に、挙手をいただきましたら事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、お名前をおっしゃられてからマイクをご使用していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、会議の開催につきましては、規約第8条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員総数21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それからもう一点、後ほど協議いただくことになっておりますが、会議運営規程において、この協議会の協議内容については、よ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>り多くの方に知っていただくために会議録を作成し、公開したいと考えております。その会議録は公平性を確保するために委員2名に署名をお願いすることにしております。その委員2名は議長が指名することになっておりますが、本日が第1回目の会議のため、会議運営規程を議決いただいたときには伊予市の岡田委員、中山町の亀井委員にご署名をお願いしたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、会議次第の6の議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、報告第1号、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約及び報告第2号、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について、2件を一括して事務局に説明を求めます。</p>
和田局長	<p>それでは、会議資料の内容の説明に入ります前に、議題の協議方法による区分の説明をさせていただきます。</p> <p>この協議会の議題には、報告と議案と協議の3種類がございます。資料の最初の次第の方を見ていただきましたら、議題としまして(1)で報告が8件、それから議案が7件、協議が3件、議題として載っておりますけども、報告と申しますのは既に決定した事項、それから協議の経過等をお知らせするものでございまして、承認をいただくものでございます。</p> <p>それから、議案と申しますのは協議会に諮って運営に関する事項</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>等を決定するものでございまして、決定については議決という表現で整理をさせていただきます。</p> <p>それから、協議につきましては協定項目に係る議題でございまして、決定については確認という表現で整理をさせていただいたと思います。</p> <p>なお、この協議会は任意でございますので、設置に当たっての手続とか任務、規約に定める事項等特に定めがあるものではございませんけれども、この任意協議会での任務が全うされれば、直ちに法定協議会を設置して、協議を続けることが想定されておりますので、今後の円滑な運営のためにも法定協議会の設置、運営に準じた内容で規約及び諸規程の整備をしております。</p> <p>それでは、資料に戻りまして、報告第1号規約及び第2号の規約に関する協議書についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料前後いたしますけれども、8ページに規約に関する協議書が載っております。8ページの上から3行目に、3市町の長が協議して定める事項について定めたものがこの協議書でございます。その第1のところにありますように8項目、協議事項がございます。この説明につきましては、規約の説明の中であわせてご説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>資料、前後いたします。3ページにお戻りください。</p> <p>3ページが報告第1号でございます。伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について別紙のとおり報告すると。</p> <p>4ページをお願いいたします。4ページが規約でございます。</p> <p>第1条は設置の規定でございます。</p> <p>第2条が目的でございまして、(1)合併に関する基本的事項、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>(2) その他合併に関し必要な事項が、この協議会での目的でございます。まちづくり構想など基本的事項の確認が主な任務になっております。</p> <p>それから、第4条でございます。会長及び副会長は3市町の長の協議により選任するという事で、これが1番目の協議事項でございます。まして、会議の冒頭でご紹介申し上げましたとおり、中村伊予市長が会長、市田中山町長、上田双海町長が副会長でございます。</p> <p>それから、第5条で委員等の規定をしております。これにつきましては、先ほど委員ご紹介のときに申し上げましたように、61ページに委員の名簿がついておりますので、ご参照いただいたと思います。</p> <p>第5条の(4)とありますけども、第4号、3市町の長が選出する学識経験者3人、これが2番目の協議事項でございます。まして、それぞれ3人の学識経験者につきましては、先ほどご紹介申し上げたとおり、61ページの名簿のとおりでございます。</p> <p>それから、第2項と第3項で、3市町の長が協議により定めた者を委員あるいは顧問として置くことができることとなっております。けれども、この任意協議会の任務、位置づけが基本事項の確認ということをしておりますために、今回、協議により定める委員あるいは顧問については置かないこととしております。</p> <p>それから次、第6条の第2項で、あらかじめ3市町の長が協議をして定めた者が会長の職務を代理するとありまして、これは会長の職務代理者でありますけども、これが3つ目の協議事項でございます。まして、会長職務代理者には市田中山町長が当たることとなっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それから、5ページの方をお願いいたします。</p> <p>第8条が会議の運営でございます、委員の半数以上の出席で会議が成立すると。第2項で会長が会議の議長となる。第3項で、会議に関し必要な事項は会議に諮り、別に定めるとしてあります。会議に諮りということですので、議案として議案第1号から第3号までで規程等の整備をすることになっております。これ後ほどご協議いただきます。</p> <p>それから、第10条でございます。協議会に幹事会を置くと。それから、第10条第2項で幹事会に専門部会を置くと。第3項で幹事会及び専門部会の組織、運営に関し必要な事項は、3市町の長が協議して別に定めるとあります。これにつきましては、報告第3号から第5号で規程等の整備をしておりますので、後ほどご報告を申し上げます。この幹事会及び専門部会の組織、運営に関する事項が4番目の協議事項でございます。</p> <p>それから、第11条の第2項、事務局の組織運営に関する事項、これが5番目の協議事項でございます、これにつきましても報告第6号で規程等整備しておりますので、後ほどご報告申し上げます。</p> <p>それから第12条、協議会に要する経費でございます。これが6番目の協議事項でございます、3割を均等割、7割を人口割で3市町がそれぞれ負担することとしております。</p> <p>13条は監査でございます。3市町の長が協議して定めた2人ということで、伊予市と中山町の監査委員に協議会の監査委員をお願いすることとしております。これが7番目の協議事項でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>14条が財務に関する事項でございます、これが8番目の協議事項でございます。これにつきましても、報告第7号で財務規程として報告を後ほどさせていただきます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>1番上、15条の第3項でありますけども、報酬につきましては会長が別に定めるとありまして、これも報告第8号でご報告申し上げます。</p> <p>それから附則、この規約は平成16年1月8日から施行するとなっております。</p> <p>それから、7ページが報告第2号、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について別紙のとおり報告するとありますけれども、内容につきましてはただいま規約の説明とあわせてご報告申し上げましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
中村議長	<p>事務局から説明が終わりましたが、ただいまの報告第1号及び報告第2号の2件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>ないですね。特段ご意見、ご質問もないようでございますので、ご承認をいただきました。</p> <p>次に、報告第3号、伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程から報告第8号伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>及び費用弁償に関する規程までの6件を一括議題とさせていただきます。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>資料の方は11ページ以下でございます。先ほども申し上げましたとおり、これらの規程等につきましても法定の協議会に準じた内容で整理をしております。</p> <p>また、内容は先進事例とほぼ同じでございます、形式的な規程も多うございますので、説明の方は要点のみということでご了承くださいと思います。</p> <p>11ページ、報告第3号、伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について別紙のとおり報告する。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>幹事会規程、第2条が所掌事務でございます。協議会に提案する必要な事項について、この幹事会が協議または調整を行うとしております。第2項で、さらに合併に必要な事項についても協議または調整を行うとしております。</p> <p>第3条が組織でございます、別表に掲げる職にある者をもって充てるとありまして、13ページの中どころに別表を掲げております。伊予市・中山町・双海町それぞれの助役及び合併担当課長が幹事に当たっております。</p> <p>第4条で、幹事長及び副幹事長を置くこととなっておりますが、これにつきましては既に幹事会を1度開催しておりまして、その中で互選により選出をされております。幹事長が小林伊予市助役、副幹事長が窪中中山町助役、及び藤田双海町助役でございます。それ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>から、12ページが一番下の行でございます。庶務は協議会事務局において処理をすることとなっております。</p> <p>13ページの附則でございます。この規程は平成16年1月8日から施行するとなっております。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>報告第4号、伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について別紙のとおり報告する。</p> <p>15ページ、第2条が所掌事務でございますして、幹事長の指示を受け専門的に協議または調整を行うことがこの専門部会の所掌事務でございます。事務的な協議、調整の主要な部門となっております。</p> <p>第3条、専門部会の構成は別表に掲げる部会のとおりとするということで、次のページ、16ページに表が載っております。この12部会で構成をしております。</p> <p>それから、もとに戻りますけれども、15ページの第3条第2項で専門部会には必要に応じて分科会を設置することができるとなっております。</p> <p>それから、役員は部会長及び副部会長ということで、副部会長は部会長に当たっておる市町以外の市町が副部会長を務めるということで、部会長につきましては、恐れ入ります。また16ページの表に戻っていただきまして、企画部会伊予市、電算部会伊予市、財務部会伊予市、総務部会双海町、住民部会中山町、環境衛生部会伊予市、保健福祉部会伊予市、産業経済部会中山町、建設部会双海町、上下水道部会中山町、教育部会伊予市、議会事務局部会双海町がそれぞれ担当課長が部会長を務めることとしております。</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>それから、15ページに戻っていただきまして、第8条の庶務でございますけども、専門部会の庶務は部会長の属する市町の担当部門が行うとしております。</p> <p>たびたび前後します。16ページの附則です。平成16年1月8日から施行するとなっております。</p> <p>それから、17ページが報告第5号でございます。伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について、別紙のとおり報告するとあります。これは先ほどの専門部会に必要な応じて分科会を設けることができるという規程に基づくものでございまして、第2条の所掌事務といたしまして、部会長の指示を受け、専門的に調査し、または調整を行うということで、専門部会の補助機関となっております。</p> <p>分科会の構成は別表に掲げるとおりとするということで、19ページに表があります。12部会の下に25分科会があります。</p> <p>第4条でございますけども、分科会長は部会長の市町が務めることとしております。それから、副分科会長は分科会長の市町の職員から出るということで、専門部会と少し異なる運営にしておりますけども、分科会長と副分科会長とは同じ市町から出るということにしております。</p> <p>それから、第8条の庶務でありますけども、この分科会の庶務についても分科会長の属する市町の担当部門が行うこととしております。</p> <p>それから、附則でありますけども、16年1月8日から施行する。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>報告第 6 号でございます。伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について別紙のとおり報告する。</p> <p>21 ページ以下でございますけども、21 ページ、第 2 条、所掌事務でございます。第 1 号、協議会の会議に関すること。第 2 号は協議会資料の作成に関すること。第 3 号、広報及び広聴に関すること。第 4 号、協議会の庶務に関すること。第 5 号、その他協議会の運営に関し必要な事項ということで、幹事会規程にもありましたように幹事会の庶務も務めることとなっております。</p> <p>第 3 条の第 2 号、分掌事務は別表第 1 のとおりとする。ということで、別表第 1 は 24 ページでございます。</p> <p>分掌事務につきましては、庶務及び会計に関すること。2、合併の諸手続に関すること。3、協議会の会議に関すること。4、合併にかかわる資料の編さんに関すること。5、国・愛媛県との連絡、調整に関すること。6、合併に関する広報に関すること。7、各種事務事業の取り扱いに関すること。8、新市建設計画の調査、研究に関すること。9、その他合併に関することを担当いたします。</p> <p>それから、恐れ入ります。21 ページにお戻りいただきまして、第 5 条が決裁、会長が決裁する事項が載っております。まず第 1 号として、協議会の運営に関する基本方針の決定。</p> <p>次のページ、22 ページでございますけども、第 2 号で協議会に提案する議案の決定。第 3 号が協議会の予算及び決算。第 4 号が規程及び要領等の制定、改廃。第 5 号、その他特に事務局長が重要と判断する事項。これが会長の決裁事項でございます。</p> <p>第 6 条は事務局長の専決事項でございます。</p> <p>それから、第 7 条が代決でございます。会長が不在のときは会</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>長の職務代理人、事務局長が不在のときは総括局員が代決をすることとしております。</p> <p>それから、23ページの附則でございます。この規程につきましても16年1月8日から施行するとしております。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第7号、伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について別紙のとおり報告する。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>第2条が歳入歳出予算の規定でございます。歳入は伊予市・中山町及び双海町の負担金並びにその他の収入、これを歳入といたしまして、歳出は協議会の事務に要するすべての経費でございます。</p> <p>それから、その第2条の第2号で、会長は毎会計年度予算を調製し、この規定では年度開始前に協議会の議決を得なければならないとありますけども、今回は第1回の協議会で議決を得なければならないというふうに読みかえをお願いしたらと思います。この読みかえにつきましては、附則で定めております。第1回の協議会で議決を得なければならないということで、後ほど議案第7号として議決をお願いすることにしております。</p> <p>それから第4条、歳入予算の款及び項、これが別表第1に、それから歳出予算の款及び項につきましては、別表第2に掲載をしております。これは次1枚めくっていただきまして28ページに、別表第1及び別表第2がございます。この表に基づきまして、予算を編成することとしております。</p> <p>それから、27ページをお願いいたします。</p> <p>真ん中どころ第7条、予算の流用及び充用でございます。会長は</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>歳出予算の項款の流用をしたときまたは予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならないと。</p> <p>第8条が決算等ございまして、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならないとしております。</p> <p>それから、28ページに附則がございまして、この規程が16年1月8日から施行すると。</p> <p>ただし書きは先ほどの読みかえ規定でございます。</p> <p>それから、次の29ページの別に定める事項でありますけども、別紙資料2という中段のところでありますけども、現金預け入れ金融機関につきましては、株式会社伊予銀行郡中支店としております。</p> <p>それから、その下段、2番目の会長が命ずる協議会出納員については、事務局長及びその他の職員としております。</p> <p>それから次、30ページをお願いいたします。</p> <p>3番目の収入及び支出の手続様式につきましては、3市町の例により協議、調整し、別途様式を事務局で定めるとしてございまして、別に事務局の方で会計要領を定めております。</p> <p>それから、4番目の出納の管理を行うその他必要な帳簿といたしましては、備品台帳等必要に応じ事務局で定めることとしております。</p> <p>それから、31ページが報告第8号でございます。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について別紙のとおり報告する。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>第2条が報酬の額でございます。委員並びに監査委員の報酬は日額7,400円とすとしております。地方公共団体の長、助役、その他常勤職員及び市町議会議員については支給をしないこととしております。</p> <p>それから、一番下、附則、16年1月8日から施行するとしております。</p> <p>以上、要点のみで大変駆け足でありましたけども、説明を終わります。</p>
中村議長	<p>ただいま6件について説明をいただきました。この件についてご意見、ご質問等がございましたら受けたいと思います。</p> <p>はい、重松委員。</p>
重松委員	<p>伊予市の重松です。</p> <p>16ページの12専門部会のそれぞれ三者の担当を、もう一度お願いいたしたらと思います。</p>
和田局長	<p>それでは資料16ページをお願いいたします。</p> <p>別表の中で、それぞれの部会とそれから部会長を務める市町名を申し上げます。上から企画部会が伊予市、電算部会が伊予市、財務部会も伊予市、上3つが伊予市でございます。それから、次の総務部会が双海町、住民部会が中山町。それから、次の環境衛生部会とその次の保健福祉部会、この2つが伊予市でございます。環境衛生部会が伊予市、保健福祉部会も伊予市。それから、産業経済部会が中山町、建設部会が双海町、上下水道部会が中山町、教育部会が</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>伊予市、議会事務局部会が双海町でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>特段ないようでございますので、したがいましてこの報告第3号から第8号の6件につきましては、ご承認をいただきました。</p> <p>これから議案に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号、伊予市・中山町・双海町合併協議会議会運営規程から、議案第3号伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合わせ事項までの3件については、いずれも会議の運営に関する議案でございますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号から議案第3号の3件を一括議題とさせていただきます。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
和田局長	<p>それでは、33ページ以下、議案第1号から議案第3号まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>これは先ほど規程のところでご説明申し上げました会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮り別に定めるといふそういう規</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>定に従って定めるものでございます。</p> <p>33ページが議案第1号、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。</p> <p>34ページ、お願いいたします。</p> <p>第1条は趣旨でございます。</p> <p>第2条が基本方針でございます。会議は原則として公開すると。ただし、協議会の委員の半数以上の賛成があるときは公開しないことができるものとしております。</p> <p>それから、34ページの一番下になります。表決、第7条でありますけれども、議会の議事は全会一致をもって決することを原則とすると。ただし意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するとしております。</p> <p>次のページ、35ページをお願いいたします。</p> <p>第10条は傍聴でございます。会議は傍聴することができる。第2項で、会議の傍聴については議長が別に定めるということで、この後の議案第2号で傍聴に関する要綱についてご審議をお願いすることとしております。</p> <p>それから、次の第11条は会議録に関する規定でございます。第2項で、会議録に署名すべき委員は2人とし、議長が会議において指名するとあります。先ほど会議の冒頭でお断りしましたとおり、本日は第1回目ですので事務局の方で進行させていただきましたので、これが議決いただきましたら、伊予市の岡田委員さん、中山町の亀井委員さんに署名をお願いすることとしたいと考えております。</p> <p>それから、第12条が会議録等の公開であります。会議録及び会</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>議に提出された文書は原則として公開とする。第2項、その公開につきましては、議長が定める方法により行うものとするということで、これについては議案第3号の申合わせ事項の方で、会議資料については閲覧資料とするということでさせていただきたいと考えております。</p> <p>それから、附則のところ、日を抜いておりますけれども、これは本日の会議に諮って定める事項でありますので、本日議決されれば本日付での施行ということになります。</p> <p>それから、次のページをお願いいたします。</p> <p>36ページ、議案第2号、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱を別紙のとおり定める。</p> <p>37ページ、以下でございます。</p> <p>第2条、傍聴人の定員でございます。会議の傍聴人の定員は30人とすると、ただし、会場の都合によりこれを増減することができるとしております。</p> <p>第3条が傍聴の手続でございます。傍聴の方には傍聴証をお渡しすることとしておりますけれども、第2項で傍聴証は会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付するということで、傍聴の受け付けは15分前からということでお願いをしております。</p> <p>第4条が、傍聴席に入ることができない者について列記をしております。</p> <p>それから、次のページをお願いいたします。</p> <p>38ページ、第5条は傍聴人の守るべき事項について列記をいたしております。</p> <p>それから、第6条は写真、映画等の撮影及び録音等の禁止でござ</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>いまして、原則禁止でございます。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りでないとしております。</p> <p>第7条は職員の指示でございます。傍聴人は職員の指示に従っていただくこととしております。</p> <p>第8条が傍聴人の退場。会議を公開しないという決定があったとき これは委員の半数以上で決定いたしますけれども、公開しないという決定があったときは、傍聴人は退場していただくということになります。</p> <p>それから、第9条が違反に対する措置でございます。傍聴人がこの要綱に違反するときには会長がこれを制止し、退場させることができるという規定でございます。これにつきましても議決していただいた日から施行するというようにしております。</p> <p>それから、40ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項を別紙のとおり定める。</p> <p>41ページ。まず最初が、会議の定期開催ということでございまして、開催日は原則として毎月第2木曜日としております。2番目に、時間は午後2時から。それから、開催場所でありますけれども、3市町持ち回りということで、伊予市、中山町、双海町の順で順次開催をしたいと考えております。</p> <p>それから、2番目に事前提案の原則でございます。協議事項については原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものといたします。ただし、やむを得ない事由により事前提案することができない場合には、事前送付によりあるいは当日提案により、質疑及び協議をお願いすることもござい</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>す。</p> <p>それから、3番目が会議録の調製でございます。会議録は全文記録でございます。公開をいたします。</p> <p>4番目が傍聴の取り扱い。原則として会議は公開でございます。先ほど会議規程にもありましたように、委員の半数以上が賛成すれば、公開しないこともできるとしております。</p> <p>5番目が資料の取り扱いでございます。協議会資料は会議資料、附属資料及び会議録に分類をいたしまして、(2)第2号で、会議資料はすべて閲覧資料とさせていただくこととしたいと考えております。</p> <p>以上で、議案第1号から第3号までの説明を終わります。</p> <p>ただいま説明がありました第1号から第3号、3件につきましてご質問がございましたら受けたいと思います。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>ご意見等もないようですので、この3件を一括して採決したいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、伊予市・中山町・双海町合併協議会運営規程ないし議案第3号、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合わせ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>事項についてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議ないようでございますので、議案第1号ないし議案第3号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第4号、伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
久保次長	<p>お手元の資料の42ページをごらんください。</p> <p>議案第4号、伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目についてご説明をさせていただきます。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目を別紙のとおり定める。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目(案)でございます。</p> <p>この協定項目につきましては、基本的にはここに挙げております22項目について協議することとし、協議会に協議提案し、確認を得たいと考えております。</p> <p>なお、確認を得ました協定項目は、合併協定項目として合併協定書に取りまとめ協定、調印されるものです。この項目につきましては、地方自治法、合併特例法や協議会規約などの定めるところを基本に、合併の先進地の事例を参考に整理したものでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まず、基本的協議事項としまして、1、合併方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置、5、財産及び債務の取り扱いの5項目でございます。</p> <p>次に、合併特例法に規定されている協議事項としまして、6、地域審議会の設置、7、議員定数及び任期の取り扱い、8、農業委員会定数及び任期の取り扱い、9、一般職の職員の身分の取り扱い、10、地方税の取り扱いの5項目でございます。これは、特例を適用するのかもしれないのかを含めた協議が必要な事項でございます。</p> <p>その他、必要な協議事項としましては、11、特別職の職員の身分の取り扱い、12、条例、規則等の取り扱い、13、組織及び機構の取り扱い、14、一部事務組合等の取り扱い、15、使用料、手数料等の取り扱い、16、公共的団体等の取り扱い、17、補助金、交付金等の取り扱い、18、行政連絡機構の取り扱い、19、町・字名の取り扱い、20、慣行の取り扱い、21、各種事務事業の取り扱い、22、新市建設計画の12項目、以上、22項目でございます。</p> <p>次に、44ページの議案第4号資料をごらんください。</p> <p>この資料は、先ほどの協定項目ごとに主な協議内容を記載しております。主な協議内容につきましてはごらんのとおりでございますが、21の各種事務事業の取り扱いでは、主に消防防災関係、電算システム関係、国民健康保険事業関係、介護保険関係、環境衛生関係、保健福祉関係、農林水産関係、商工観光関係、建設事業関係、上下水道関係、教育関係などの事務事業が関係しますが、住民サービスや住民負担に関連する事務事業を初め、合併に伴い調整の必要な事務事業は、今後分科会、専門部会、幹事会で調整を行っていき</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まして、検討の過程で追加すべき協議事項が生じた場合は、適宜追加させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
中村議長	<p>協議会の協定項目につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>別段ないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第4号、伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目についてご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第4号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第5号、協議スケジュールについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
和田局長	<p>それでは、資料の46ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号、伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールを別紙のとおり定める。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>スケジュールの内容につきましては47ページ、横向きの資料でありますけども、こちらの表を見ていただいたらと思います。</p> <p>これは任意協議会の役割に基づきまして、合併期日を見通したスケジュールでございます。ただ、協議の状況によって確定的な要素と、それから不確定的な要素とがございます。逆に一番上の合併手続の欄で、一番右側、新市誕生とありますけども、これが17年3月31日を想定しております。合併協議の日程を十分に確保するためには、この合併特例法の期限いっぱいを見込んで3月31日までと。ここから逆算をする形での日程を組むような形になります。</p> <p>12月に県議会とありますけども、平成17年12月の県議会、これがひとつの目標になります。それから、それ以前の日程につきましては、かなり不確定的な要素もございまして、その前の市町議会、それから市町議会の前には協定項目の調印をする必要がございます。ここらあたりにつきましても、やはりその以前の協議状況にもよりますので、10月中あたりにこれらの手続ができればという見込みで載せたものでございます。</p> <p>ですから、この市町議会あるいはそのほかの項目につきましては、多少不確定的な要素もあるということで、幅を持ってご理解をいただいたらと思います。</p> <p>表の一番左の欄の上から3番目に任意協議会、それから法定協議会とありますけども、任意協議会はこの1月8日に設立をされております。それから、法定協議会にいつ移行するのかという点につきましても、やはり不確定的な要素がございます。任意協議会の任務が全うされた後ということで、後の協議日程等も考えますれば3月中ぐらいに移行の手続をしたいということで、3月の真ん中あたりに</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>丸がついておりますけども、この3月中に法定移行の手続きができればと、そういうような意味でございます。</p> <p>それから、次が電算システム統合業務とあります。この電算システム統合業務と、それから一番下の新市建設計画作成とありますけど、この2つの業務が特に日程管理の上で大きな要素になる、留意する項目でございます。電算システム統合については大変大きな作業でありますので、作業日程をできるだけ確保したいと。</p> <p>それから、新市建設計画につきましても、関係機関と連携を図って協議したりする必要がありますので、やはりできるだけの日程を確保したいということで、できるだけ早く着手する必要もあるわけでございます。</p> <p>したがって、先ほど10月ぐらいから調印とか、市町議会の議決等の手続も考えておかなければいけないと申し上げましたので、下2つの欄、協定項目の協議、新市建設計画作成、これらにつきましてはこの表では10月いっぱい矢印がありますけども、若干それよりも早くするというようなことも含んで考慮しておく必要があるかと思っております。</p> <p>以上で、協議スケジュール案のご説明を終わります。</p>
中村議長	<p>ただいま説明のあった、協議スケジュールにつきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>田中ですけど、1つお尋ねをいたします。</p> <p>法定協移行と、それから一番問題になります新市建設計画の作成の中で、県の協議の方が先に始まっているわけですけど、これは法</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>的に見て問題ないんでしょうか。その確認をお願いいたします。</p> <p>これは表の作成、技術的に細かい記入ができませんために、文字の位置が必ずしも丸の位置と一致していない。丸が小さくて文字が大きいということもありますけども、県協議というのは基本的には法定協議会とあわせて協議をしたいと考えております。</p>
田中委員	<p>すみません。ということは、県の協議が前の1市3町の中でも約1年間はかかるということで、建設計画を早急に取りまとめることが話に出ておったわけですが。これを見ますと、なるべく早い段階で法定に移行した中での新市の建設計画の県との協議をし、またその承認を得ることが必要でないかと思っておりますので、協議会としてのいろいろなすべきことはあるというお話がありましたけど、法定協の移行をなるべく早い段階に、そこらの事業とあわせて中で、これより以前にできることは不可能なんでしょうか。</p>
和田局長	<p>ちょっと先ほどの表の説明に戻りますけども、県協議というのが上の法定協移行というのと同じ位置にありまして、その前の左の時間的に前の丸が原案作成という位置でありますけども、これにつきましては、この協議会だけで進められるものではありません。やはり県と十分な連携を図って、密接な協議をしながら進める必要がございますので、そのあたりまた素案の作成に着手した段階から協議をしながら、どういう段階で協議できるか。</p> <p>それと、法定移行につきましても、住民の方への説明、それから議会の議決というようなそういう手続もありますので、そのあたり</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>の関連と含めて、今後なお細かい日程を組んで進めていきたいと考えております。</p>
中村議長	<p>日野委員。</p>
日野委員	<p>伊予市の日野です。</p> <p>この合併期日というものが、平成17年3月31日までということは基本的には承知をいたしておりますが、4月1日というのは新年度であり大変区切りもいいわけですが、これを1日延ばして4月1日ということにはできないものかどうなのか。事務局の見解をお伺いしたいと思います。</p>
和田局長	<p>現時点ではできません。ただ、今、国の動きとして昨年の地方制度調査会の答申を受けたような内容だと思いますけども、新しい17年4月以降の合併の推進についてというようなことが国においても検討され、法整備も検討されておりますので、またそういう新しい法律が確定しましたらその段階で、協議の進捗状況等も合わせまして、また検討したいと考えております。現時点では、この日程でお願いしたいと考えております。</p>
日野委員	<p>現在事務局のお答えでは、現時点ではできませんということのようですが、これは自治省あたりとお話をして、そしてそれでもなおかつ現時点では、1日だけ延ばして区切りのいい4月1日ということは認めんということなののでしょうか、どうでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>まず、この合併につきましては、合併特例措置を活用しようということでございますので、今の現行の合併特例法の期限内にやるといのが、一つ原則がございます。</p> <p>合併特例法の期限以後にどうかということにつきまして、先ほど申し上げたように、新しい法整備が今なされております。仮に法整備の内容で、今の見込みでは特例法の期限、平成17年3月31日までに県知事申請までいっておれば、施行期日は18年3月31日まで認められると。その場合にも特例措置が適用されるというような見通しもありますけども、それはまた法が確定した段階で検討する必要はあるかと思えます。</p> <p>もしそういうことになれば、4月1日というような変更も可能かと思えますので、その時点でまたご協議願うことになるかと思えます。</p>
中村議長	<p>亀井委員。</p>
亀井委員	<p>中山町の亀井です。</p> <p>スケジュールの中で、新市の建設計画作成が2月から3月にかけてとなつて、1カ月しかないわけですね、もう2月に入っていますので。それで、伊予地区合併協議会の中でもかなりの時間をかけて協議した経緯もあるんですけども、そのあたりが1カ月で果たしてできるのか、物理的に。それとも、以前の1市3町の分をある程度参考にして修正するという形をとるのか。そのあたりはどのような内容になっていますでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>伊予地区での協議という実績もあるわけですが、今回の合併は1市2町での合併ということですから、1市2町での条件に照らして新しくつくることが基本でございます。</p> <p>ただ、その方向づけにつきましては、最初にまちづくり構想ということでご説明申し上げましたように方向性がある程度具体的に出ておりますので、比較的作業が進めやすいということで、期間についてもそれなりに努力をすれば十分間に合うと考えております。</p>
亀井委員	<p>協議会が月1回ですよね。それで、2月は次回12日とお聞きしておりますけども、ということはもう2回で結論を出さないかという形、素案といえ物理的にこれ可能なかどうかちょっと不安でいらないんですけども。</p>
和田局長	<p>先ほどの申し合わせ事項で会議は原則的に毎月第2木曜日ということで決定いただきましたけども、あれは原則ということでございまして、この任意協議会の任務を達成するためには月1回ではとても達成できないと考えておりまして、やはり協議会の方も臨時に回数を開いていただくようなことも、お願いするようになると考えております。</p>
中村議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>議案第5号、伊予町・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第5号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第6号、平成15年度事業計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>資料48ページをごらんください。</p> <p>議案第6号 平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画について。</p> <p>平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。</p> <p>隣の49ページ、平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画(案)をごらんください。</p> <p>こちらに上げておりますのが、平成15年度の事業計画でございます。まず1つ目が、協議会、幹事会及び専門部会等の開催。</p> <p>1つといたしまして、協議会は月1回、定例といたしまして月1回を予定しております。しかし、協議の進捗状況に応じまして適時開催をいたしたいと考えております。</p> <p>2つ目、幹事会につきましても月定例1回を予定しております。これにつきましても、協議の進捗状況に応じまして適時開催をいたします。</p> <p>3、専門部会、分科会につきましては、随時開催を予定しております。</p> <p>2. 合併協定項目の協議。</p> <p>1つ、合併の方式。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>2つ、合併の期日。</p> <p>3つ目、新市の事務所の位置でございます。この新市の事務所の位置につきましては、協議内容の中に事務所の位置はもちろん、事務の方式、事務所の建設の是非等をご協議いただくこととなりますけれども、今年度ではこのうち事務の方式についてまずご確認をいただきたいと考えております。</p> <p>それから、ここに3つ上げてございますけれども、そのほかの協定項目につきましても、協議が整い次第提案させていただき、ご協議をいただきたいと思っております。</p> <p>3．まちづくり構想の策定。これにつきましては、新市将来構想にかわるものでございまして、今年度内の策定を計画しております。</p> <p>4．新市建設計画の策定準備といたしまして、1、新市建設計画原案の作成。</p> <p>2つ目、行財政状況調査と財政計画の策定を予定しております。</p> <p>5．事務事業現況調査及び調整作業の実施。</p> <p>6．例規の統合の準備</p> <p>7．電算システム統合の準備。電算システムの統合につきましては、かなりの期間を要することとなりますので、もうこの時点から既に取り扱いはさせていただきたいと考えております。</p> <p>8．先進事例等の資料、情報の収集及び調査、研究。</p> <p>9．その他合併に関する必要事項といたしまして、これ以外にも必要となります事項がありましたらご協議、ご検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上、平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>(案)についてご説明させていただきました。 よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま平成15年度の事業計画について説明をいたしました。 ご質問、ご意見等受けたいと思いますが、ありませんか。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>別段ご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。 議案第6号、平成15年度事業計画についてご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、議案第6号につきましては 原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第7号、平成15年度歳入歳出予算についてを 議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>資料の50ページをごらんください。</p> <p>議案第7号、平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳 入歳出予算について。</p> <p>平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算を 別紙のとおり定める。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>右51ページ、歳入歳出予算書（案）をごらんいただきたいと思 います。</p> <p>まず、歳入についてご説明いたします。</p> <p>1款負担金、市町負担金300万円。</p> <p>それから、3款諸収入を普通預金利子1,000円。</p> <p>歳入合計300万1,000円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、歳出でございますけれども、1款運営費169万 8,000円、うち1項会議費、報酬また需用費合わせまして21 万6,000円、2項事務費、共済費、賃金等合計いたしまして1 48万2,000円。</p> <p>2款事業費、120万3,000円。うち1事業推進費が賃金需 用費といたしまして115万4,000円。2調査費、旅費といた しまして4万9,000円。</p> <p>3款予備費を10万円計上いたしまして、歳出合計300万1, 000円。</p> <p>歳入歳出それぞれ300万1,000円の予算とさせていただい ております。</p> <p>続きまして、摘要の欄の詳細につきまして、別添資料をつけてお ります。ご説明をさせていただきます。</p> <p>52ページをごらんください。</p> <p>まず、市町負担金の内訳についてご説明いたします。負担金の内 訳につきましては、規約に関する協議書により負担割合が決定され ております。</p> <p>まず、負担金の30%を均等割となっておりますので、300万 円の30%、90万円を均等に配分いたしまして、各市町30万円</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ずつとなります。残り70%につきましては、人口割で負担するというになっておりますので、平成12年度の国勢調査人口で按分をいたしまして、各市町それぞれ負担金合計が伊予市188万3,400円、中山町53万5,200円、双海町58万1,400円、合計負担金300万円となっております。</p> <p>続きまして、歳出予算の内訳についてご説明いたします。</p> <p>下の表ですけれども、まず1款運営費の会議費でございますけれども、報酬につきましては協議会委員の報酬の方20万円、需用費が会議のときの飲み物代といたしまして1万6,000円。</p> <p>続きまして、2項事務費の内訳ですけれども、共済費、これにつきましては臨時職員の社会保険料、雇用保険料を2万2,000円計上しております。それから、臨時職員の賃金といたしまして16万円。</p> <p>それから、需用費につきましては51万3,000円。内訳といたしまして消耗品、事務用消耗で32万9,000円。印刷製本費、封筒、写真等の現像で5万2,000円。燃料費といたしまして公用車の燃料、また灯油代を上げております、5万2,000円。光熱水費といたしまして、電気代、ガス代、上水道代を上げております、8万円でございます。</p> <p>その次、役務費ですけれども12万1,000円。内訳といたしましては、通信運搬費といたしまして電話代、郵便料、eメール、またはプロバイダ料、また初期費用なども含めまして8万4,000円。</p> <p>それから手数料ですけれども、これにつきましてはただいま事務局の方は、仮の事務所として伊予市の市民体育館の会議室の方で事</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>務を行っておりますけれども、これにつきましてははっきりと決まりましたら事務機器の移動、また事務局の場所が変わることも考えられますので、事務局の移動経費といたしまして3万7,000円を計上させていただいております。</p> <p>委託料につきましては11万4,000円。内訳といたしまして議事録反訳業務委託が8万2,000円、夜間、休日の事務所警備委託が3万2,000円、使用料及び賃借料48万6,000円、公用車のリース料2台リースをいたしまして12万2,000円、そのほかパソコン等事務機器のリースで26万6,000円、事務用品等のリース料、机、いすなどでございますけれども、これが9万8,000円。それから、備品購入費6万2,000円、印鑑でございます。会長、協議会または事務局長印の職印でございます。</p> <p>負担金、補助及び交付金4,000円、これにつきましては、臨時職員の社会保険の負担の関係で、愛媛社会保険協会の方の会費として負担をいたします。</p> <p>2款の事業費でございます。</p> <p>1、事業推進費、賃金27万2,000円、これにつきましては、財政シミュレーションを業者の方に委託という形ではなく、それにかかった実日数により賃金として支払うよう計上させていただいております。</p> <p>続いて、需用費ですけれども印刷製本費88万2,000円。この住民説明会資料印刷代とございますのは、今後法定に移行前に住民説明会が考えられるのではないかと思いますので、これは言いますとまちづくり構想をかたどったパンフレットのようなものになるかと思っております。全戸配布を予定しております。88万2,000</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>0円でございます。</p> <p>2項調査研究費といたしまして、職員の先進地等へ出向いたときの旅費といたしまして4万9,000円。</p> <p>そのほか3款予備費といたしまして10万円。</p> <p>歳出合計、300万1,000円の計上となっております。</p> <p>以上、平成15年度の歳入歳出予算(案)についてご説明をさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま平成15年度歳入歳出予算につきまして説明をいたしました。ご質問、ご意見等ございましたら受けたいと思います。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>ご意見もないようでございます。それでは、議案第7号、平成15年度歳入歳出予算についてはご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、議案第7号につきましては原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>ここから協議に入りたいと思います。</p> <p>議題の冒頭に事務局から説明がありましたように、協議は合併の協定項目に係る議題であります。</p> <p>協議内容もより具体的になってくると思いますので、慎重なご審</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、協議第1号、合併の方式についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>資料53ページでございます。</p> <p>協議第1号、合併の方式について次のとおり確認を求めるとあります。この合併の方式と申しますのは、合併協議の最も基本的な事項でございます、この議題にありますように、新設対等かあるいは編入吸収かで協議事項も変わってまいります。この議題にありますように新設合併といたしますと、伊予市、中山町、双海町はその法人格が消滅をいたしまして、新市において新たな法人格が発生するということになりますので、名称でありますとか事務所の位置、条例、規則等すべて協議、調整して新たに定める必要がございます。</p> <p>そのため、他の協議に先立ちまして、まずこの合併の方式についてご確認をお願いするものでございます。事前協議におきましても3市町で新たなまちづくりということが合意されておりますので、新設対等合併ということで議題を上げております。ご協議をお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ただいま事務局から、合併の方式につきましては対等新設合併とすると説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>ご質問、ご意見等がないようでございますので、協議第1号、合併の方式につきましては、原案のとおり確認させていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。</p> <p>続きまして、協議第2号、合併の期日についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
和田局長	<p>資料の方、54ページでございます。</p> <p>協議第2号、合併の期日について次のとおり確認を求めると記</p> <p>合併の期日について。</p> <p>合併の期日は平成17年3月31日以前を目標とする。</p> <p>としてあります。これは、先ほどの議案で協議スケジュールのところでもご説明申し上げましたけども、現行の特例法の期限、それからスケジュール管理の面から、平成17年3月31日以前を目標としたいと考えての提案でございます。ご協議をお願いしたいと思います。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局から、合併の期日については平成17年3月31</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>日以前を目標とすると説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見を受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（発言する声なし）</p> <p>ご質問、ご意見等もないようでございますので、協議第2号、合併の期日については原案のとおり確認させていただきました。</p> <p>続きまして、協議第3号、各種事務事業（電算システム）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
和田局長	<p>55ページをごらんください。</p> <p>協議第3号、各種事務事業（電算システム）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記</p> <p>各種事務事業（電算システム）の取扱いについて。</p> <p>新市の電算システムの取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図る。</p> <p>次のページ、協議第3号資料ですが、ごらんください。</p>
北岡主査	<p>失礼します。</p> <p>電算システムの統合についてですけれども、統合を進めるに当たっては電子自治体への対応を前提として、適正なコストにより合併期日までに確実に稼働を行い、さらに今後の拡張性を考慮したシステムの構築を行っていくことが重要となっております。そして、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>統合における合併の効果として、住民サービスの向上や事務効率の向上を実現していかなければなりません。</p> <p>これを踏まえて下記の住民サービスの向上、電子自治体への対応、安定かつ確実なサービスの提供、コストの抑制、短期間でのシステム統合を考慮に入れて統合していきます。</p> <p>そして、その統合する方法についてですけれども、3市町の現況及び次の1から4の事項を考慮し、新規構築型を視野に入れた新市として最適なシステムを選定し、統合することとします。</p> <p>3市町の現況についてですけれども、お手数ですけれども58ページの附属資料をごらんください。</p> <p>現況についてですが、3市町の運営をしている業者も複数にわたっておりまして、機器の構成も異なっております。また、現行システムについても、主なシステムについては3市町とも導入しておりますが、その他の業務システムについては導入状況に多少ばらつきが見受けられまして、稼働年数にも差異がございます。</p> <p>また前後しますけれども、56ページの方にお戻りください。</p> <p>まず、(1)のパッケージ製品の摘要ですが、これはシステムを構築する上で現在主流となっている手法でありまして、電子自治体への将来性もあります。短期間での導入が図れまして、機能、コスト面といった各面において効率化が図れます。</p> <p>続いて、(2)ですけれども、ネットワークを重要視した行政施策への対応ですが、IT基本法、e-Japan重点計画といった国の掲げている電子的な面での住民サービスの向上を目的として、国及び近隣自治体との広域的連携を考慮したシステムの構築を行うこととします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>次に、（３）多種多様なアプリケーションを実装できる共通基盤ということですが、将来的に導入が想定されている情報システムを単一の販売業者から製品のみをとというのではなくて、いろいろな業者から提供されているハードウェアやソフトウェアから最もすぐれたものを選びまして、その受け皿となるシステムを構築することによって事務の効率化を図るということとなっております。</p> <p>続いて、（４）財政面、業務面での総合メリットですが、新構築型にすることで二重投資を回避するなど、全体的な経費を縮減した３市町による一体的なシステムを構築していきます。</p> <p>また、単にシステム構築に必要な経費のみに着目するのではなくて、業務の再構築による効率化など事務コスト全体への効果の観点から、導入システムを検討していきます。</p> <p>今、ご説明いたしました（１）から（４）の要点をまとめたものが、次の５つの基本方針となっております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１．３市町による情報システムの構築は、原則として新規システム構築型としていく。</li> <li>２．トータルコストを縮減した３市町による一体的なシステムを構築していく。</li> <li>３．ＩＴ基本法や電子自治体の指針となるe - J a p a n重点計画を踏まえた情報システムを構築していく。</li> <li>４．将来的に導入が想定される情報システムを単一のベンダーからマルチベンダーにすることにより、どのベンダーソフトでも対応可能な共通基盤システムを検討していく。</li> <li>５．国及び近隣自治体との広域化連携を考慮したシステムの構築を行っていく。</li> </ol>

発言者	議題・発言内容
	<p>この基本方針と先ほどご説明いたしました現況を踏まえた上で、新規構築型を視野に入れた新市として最適なシステムを選定し、統合することとしていきたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。協議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局から電算システムの取扱いについて説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見等受けたいと思いません。日野委員さん。</p>
日野委員	<p>伊予市の日野です。</p> <p>この電算システムの統合という問題は、昨年秋、1市3町で既にある市の調査といいたいでしょうか、そういうものは行っておると思いますが、今回1市2町でやる場合でも、それを大いに参考になるわけではありますが、それを活かしてやろうとするのかどうなのか。確認のためにお尋ねをいたします。</p>
中村議長	<p>事務局。</p>
北岡主査	<p>1市3町、1市2町ということですが、こちらの方、軽微な変更であると考えております。</p> <p>ですから、前会のプロポーザル等行いましたけれども、そういったものを検討資産といったような形としまして使用できる部分は使用して、前会のものを基本としたものとして進めていこうと考えております。</p>



発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言する声なし)</p>
中村議長	<p>ご質問、ご意見等がないようでございますので、協議第3号、各種事務事業(電算システム)の取扱いにつきましては原案のとおり確認させていただき、この方針に沿った電算システムの構築をしていくことといたしますので、ご了承のほどお願い申し上げます。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日の委員の皆様からいただきましたご意見等につきましては、次回協議会からの参考とさせていただきたいと存じます。委員の皆さん方のご協力に感謝を申し上げまして、議長の職を解かさせていただきます。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>それでは、お手元の資料では59ページ、次第7の第2回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程についてでございます。</p>
和田局長	<p>先ほど会議運営申合わせ事項について議決をしていただきましたけれども、それによりますと毎月第2木曜日ということでございますので、第2回の協議会は2月12日、木曜日、午後2時から中山町でということになります。</p> <p>また、会場等につきましては、調整の上文書でご案内をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>なお、申合わせの原則では、その次が3月の第2木曜日ということになりますけども、先ほど亀井委員からのご質問もありましたようにそれまでは待てないということで、それまでにもう一度開くというようなことで調整もさせていただきたいと考えておりますので、お含みおきをいただいたらと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、会議運営の申合わせの中で、次回の協議会の議案については事前提案ということで第2回の協議会の議案は本日この会で説明するのが原則ではございますけども、当協議会の事業計画等本日決まりましたために事前に準備することができませんので、次回の会議につきましては事前に資料の送付をさせていただくということでお願いをしたいと考えております。</p> <p>また、やむを得ないものにつきましては当日ご説明させていただくこともあるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>その他の事項は以上でございます。</p> <p>なお、会議の初めにお願いをいたしました会議録への署名につきましては、会議録が調製でき次第岡田委員さん、亀井委員さんにご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして第1回目の会議を終了させていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 3 月 1 日

会議録署名委員

岡田清満

会議録署名委員

亀井慎滋